

ふくし りょう
福祉サービスを利用する
にはどうしたらいいの？



つきつき しはら
月々の支払いがきちんと
できているか心配・・・。



つうちょう いんかん お
通帳や印鑑をどこに置いて
たか忘れてしまう・・・。



にちじょうせいかつ

日常生活

じりつし えんじぎょう

あんない

自立支援事業のご案内

しゃかいふくし ほう もと ふくし りょう にちじょうてき きんせんかんり ふあん
社会福祉法に基づいて、福祉サービスの利用や日常的な金銭管理などに不安
がある方々が住みなれた地域で安心して暮らせるようお手伝いします。

ふくし
福祉サービスの
りょうえんじょ
利用援助



にちじょうてき
日常的な
きんせん かんり
金銭の管理

しよるいとう
書類等の
あす
お預かり

しゃかいふくし きょうぎかい せんもんいん せいかつしえんいん
社会福祉協議会 (専門員・生活支援員)

しゃかいふくし ほうじん
社会福祉法人

ふくおかけんしゃかいふくし きょうぎかい
福岡県社会福祉協議会

Q ひと り よう どんな人が利用できますか？

A 認知症、知的障害、精神障害などで、判断能力が不十分なため、自分ひとりで契約などの判断をすることが不安な方や、お金の管理に困っている方などが利用できます。

※この事業を利用する意思があり、必要な契約内容について理解できる方が対象となります。

※療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っていたり、認知症と診断を受けている方に限られるものではありません。
※施設や病院に入所、入院された場合でも利用できます。



Q どのようなサービスがありますか？

A 次のようなお手伝いをします。

福祉サービスの利用援助

福祉サービスを安心して利用できるよう相談を受けます。

- 福祉サービスの情報提供、助言、利用する（やめる）ための手続き。
- 福祉サービスについて不満があるとき、苦情解決制度を利用する手続きのお手伝い。

✕【お手伝いできないこと】 本人の買い物支援、保証人、施設や病院の入所・入院の手続き。

福祉サービスを利用するにはどうしたらいいの？



日常的な金銭の管理

毎日の生活に欠かせないお金の出し入れをお手伝いします。

- 年金や福祉手当等の受領に必要なお手伝い。
- 生活費の定期的なお届け、お金の使い方についての相談、助言。
- 福祉サービス利用料や医療費、公共料金や家賃などの支払いのお手伝い。

✕【お手伝いできないこと】 預金の資産運用や確定申告、債務整理にかかる手続き。

月々の支払いがきちんとできているか心配…。



書類等のお預かり

大切な書類や印鑑、証書などを安全にお預かりします。

- 保管できるもの
年金手帳・証書、預貯金通帳、登記識別情報通知書、印鑑、キャッシュカードなど

✕【保管できないもの】 宝石、書画、骨董品、貴金属類、鍵など

通帳や印鑑をどこに置いたか忘れてしまう…。



Q

ひょう
費用はかかりますか？

A

そうだん むりょう けいやくご りょうりょう あす りょう ひつりょう
相談は無料ですが、契約後は利用料や預かり料が必要です。

○ただし、生活保護を受けている方は、すべて無料です。



りょう
利 用 料

じかん 1 時間まで	えん 1,000円	
じかん こ 1 時間を超えて	じかん ぶん 1 時間 30 分まで	えん 1,350円
じかん ぶん こ 1 時間 30 分を超えて	じかん 2 時間まで	えん 1,700円
じかん こ 2 時間を超えて	じかん ぶん 2 時間 30 分まで	えん 2,050円
じかん ぶん こ 2 時間 30 分を超えて	じかん 3 時間まで	えん 2,400円
じかん こ ばあい 3 時間を超えた場合	えん 2,750円	

あす りょう
預 かり 料

す しちょうそん しゃかいふくしきょうぎかい あす ばあい
お住まいの市町村の社会福祉協議会でお預かりする場合

にちじょうてき きんせんかんり しよるいとう あす
日常的な金銭管理にかかる書類等を預かります。

よちよきんつうちょう つうちょういん
(預貯金通帳、通帳印など)

まんえん い ない よちよきんつうちょう かぎ
※ 50万円以内の預貯金通帳に限ります。

つき えん
月 350円
ねん えん
(年 4,200円)

ぎんこう かしきん ことう あす ばあい
銀行の貸金庫等でお預かりする場合

ふだんと あつか た しよるいとう あす
普段取り扱わないその他の書類等を預かります。

ねんきん てちょう しょうしょ よきんつうちょう どうきしきべつじょうほうつうちしよ
(年金手帳・証書、預金通帳、登記識別情報通知書、

じついん
実印、キャッシュカードなど)

まんえん い ない よちよきんつうちょう かぎ
※ 500万円以内の預貯金通帳に限ります。

つき えん
月 250円
ねん えん
(年 3,000円)



Q どうすれば利用できますか？

A まずはお住まいの市町村の社会福祉協議会にご相談ください

利用（支援）開始

そうだんうけつけ
相談受付



ほうもんちようさ
訪問調査



しえんけい
支援計画



せんもんいん せいかつ しえんいん
専門員と生活支援員が
じたく びょういん しせつ ほう
自宅・病院・施設を訪
もん そうだん
問し、相談にのります



す しちようそん しゃ
お住まいの市町村の社
かいふく しきようぎ かい そうだん
会福祉協議会にご相談

ください

- 本人以外にも、家族など身近な方、福祉サービス事業者、民生委員など、どなたでも構いません。
- プライバシーに配慮し、相談内容の秘密は守ります。

- 本人の困りごとや契約意思、契約能力の確認をします。
- 契約能力の確認が難しい場合は、「契約締結審査会」で審査します。

ほんにん きぼう
本人の希望
あ し
し合って支
くります

- 困っている確かめなが、支援計画を

せんもんいん やくわり **専門員の役割**

こま なや そうだん
困りごとや悩みについて相談を受けます。

ほんにん きぼう てきせつ
そして本人の希望をもとに適切な支援計画を作り、契約までお手伝いします。サービスの利用を始めてからも、心配な点があればいつでも相談を受けます。



せいかつ しえんいん やくわり **生活支援員の役割**

しえんけいかく そ てい
支援計画に沿って、定期的に訪問します。福祉サービスの利用手続きや、預貯金の出し入れをお手伝いします。

安心してご利用いただくために

福岡県運営適正化委員会 (☎ 092-915-3511)

この事業の適切な運営を確保するため、法律・医療・福祉の専門家が事業全般の監視を行っています。また、利用者からの苦情相談を受け付ける窓口も設置しています。このお手伝いに不満等がある時は、まずは基幹的社会福祉協議会に連絡ください。

成年後見制度について

日常生活自立支援事業は、本人にこのサービスを利用する意思があり、契約内容がある程度理解できる方と社会福祉協議会が対等な立場で契約することが前提です。理解力の低下などにより、社会福祉協議会との契約可能な判断能力がなくなった場合には「成年後見制度」が利用できます。

成年後見制度とは、判断能力が著しく不十分になられた方（認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など）を保護し、支えるための制度です。判断能力の程度により「後見」「保佐」「補助」の3つに分かれています。

また、判断能力が不十分になったときに、あらかじめ契約を結んでおいた任意後見人が本人を援助する「任意後見」もあります。

【成年後見制度に関するお問合せ先】

- 福岡家庭裁判所後見センター ☎ 092-510-0414
- 公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート福岡支部 (福岡県司法書士会) ☎ 092-738-1666
- 高齢者・障害者総合支援センター「あいゆう」(福岡県弁護士会) ☎ 092-724-7709
- ぱあとなあ福岡 (公益社団法人 福岡県社会福祉士会) ☎ 092-483-2941
- 一般社団法人 社労士成年後見センター福岡 ☎ 092-414-8775
- 成年後見支援センター (九州北部税理士会) ☎ 092-433-2366

そうだんうけつけまどくち す しちょうそん しゃかいふく しきょうぎかい
相談受付窓口は、お住まいの市町村の社会福祉協議会です。
 きがる そうだん
お気軽にご相談ください。

(基幹的社協：大牟田市社会福祉協議会担当地域)

大牟田市社会福祉協議会 ☎ 0944-57-2531

(基幹的社協：久留米市社会福祉協議会担当地域)

久留米市社会福祉協議会 ☎ 0942-34-3077

(基幹的社協：直方市社会福祉協議会担当地域)

直方市社会福祉協議会 ☎ 0949-23-2551
 中間市社会福祉協議会 ☎ 093-244-1230
 宮若市社会福祉協議会 ☎ 0949-32-0335
 芦屋町社会福祉協議会 ☎ 093-222-2866
 水巻町社会福祉協議会 ☎ 093-202-3700
 岡垣町社会福祉協議会 ☎ 093-283-2940
 遠賀町社会福祉協議会 ☎ 093-293-0430
 小竹町社会福祉協議会 ☎ 09496-2-2028
 鞍手町社会福祉協議会 ☎ 0949-42-7800

(基幹的社協：田川市社会福祉協議会担当地域)

田川市社会福祉協議会 ☎ 0947-46-0801
 行橋市社会福祉協議会 ☎ 0930-23-1111
 豊前市社会福祉協議会 ☎ 0979-82-3391
 香春町社会福祉協議会 ☎ 0947-32-4616
 添田町社会福祉協議会 ☎ 0947-82-2600
 糸田町社会福祉協議会 ☎ 0947-26-4540
 川崎町社会福祉協議会 ☎ 0947-72-5244
 大任町社会福祉協議会 ☎ 0947-63-4828
 赤村社会福祉協議会 ☎ 0947-62-3004
 福智町社会福祉協議会 ☎ 0947-22-6631
 苅田町社会福祉協議会 ☎ 093-434-3641
 みやこ町社会福祉協議会 ☎ 0930-42-1000
 吉富町社会福祉協議会 ☎ 0979-23-5400
 上毛町社会福祉協議会 ☎ 0979-72-2900
 築上町社会福祉協議会 ☎ 0930-56-2223

(基幹的社協：八女市社会福祉協議会担当地域)

八女市社会福祉協議会 ☎ 0943-23-0294

(基幹的社協：筑後市社会福祉協議会担当地域)

筑後市社会福祉協議会 ☎ 0942-52-3969
 柳川市社会福祉協議会 ☎ 0944-72-5347
 大川市社会福祉協議会 ☎ 0944-86-6556
 みやま市社会福祉協議会 ☎ 0944-22-5000
 大木町社会福祉協議会 ☎ 0944-32-2423
 広川町社会福祉協議会 ☎ 0943-32-3768

(基幹的社協：嘉麻市社会福祉協議会担当地域)

嘉麻市社会福祉協議会 ☎ 0948-42-0751
 飯塚市社会福祉協議会 ☎ 0948-23-2210
 桂川町社会福祉協議会 ☎ 0948-65-2271

(基幹的社協：朝倉市社会福祉協議会担当地域)

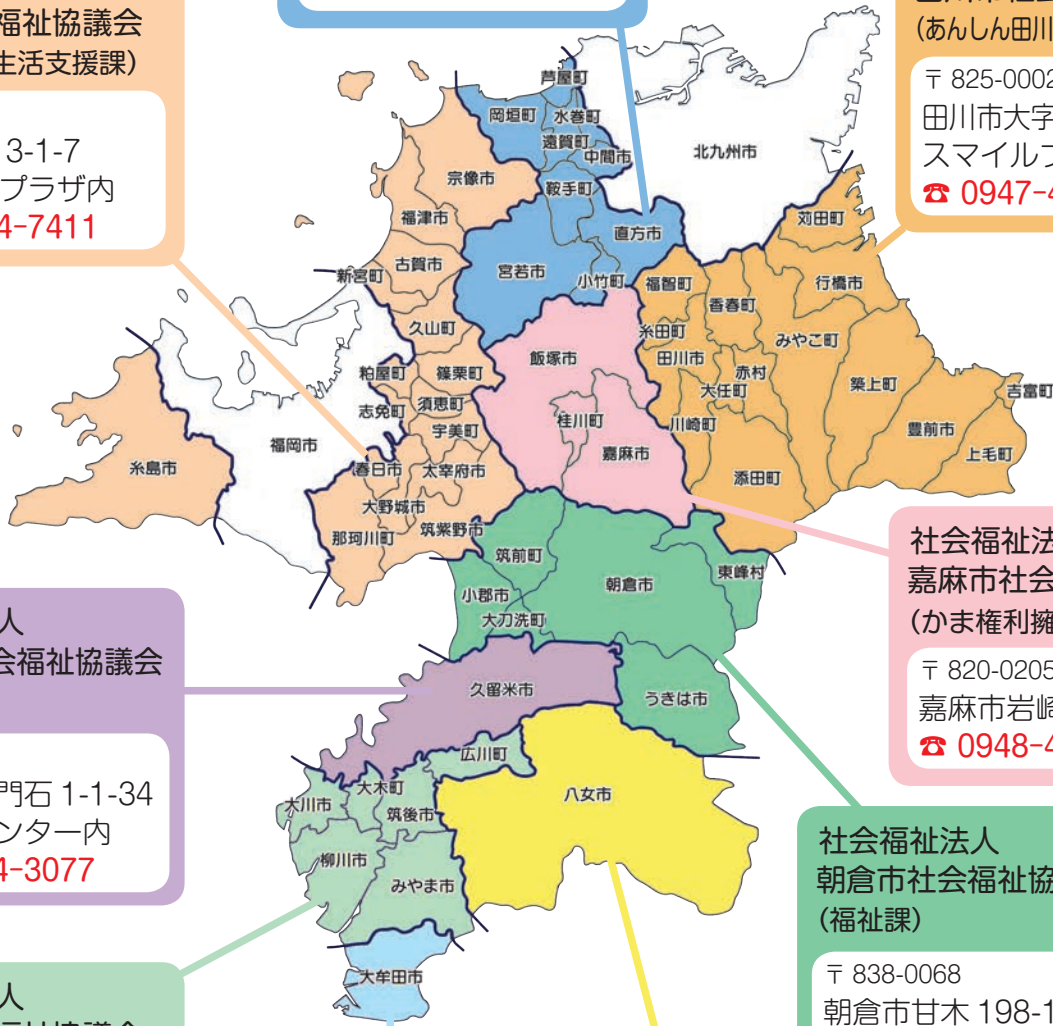
朝倉市社会福祉協議会 ☎ 0946-22-7834
 小郡市社会福祉協 ☎ 0942-73-1120
 うきは市社会福祉協議会 ☎ 0943-76-3977
 筑前町社会福祉協議会 ☎ 0946-42-4555
 東峰村社会福祉協議会 ☎ 0946-74-2012
 大刀洗町社会福祉協議会 ☎ 0942-77-4877

(基幹的社協：福岡県社会福祉協議会担当地域)

筑紫野市社会福祉協議会 ☎ 092-920-8008
 春日市社会福祉協議会 ☎ 092-581-7225
 大野城市社会福祉協議会 ☎ 092-572-7700
 宗像市社会福祉協議会 ☎ 0940-37-1300
 太宰府市社会福祉協議会 ☎ 092-923-3230
 古賀市社会福祉協議会 ☎ 092-944-2941
 福津市社会福祉協議会 ☎ 0940-34-3341
 糸島市社会福祉協議会 ☎ 092-324-1660
 那珂川町社会福祉協議会 ☎ 092-952-4565
 宇美町社会福祉協議会 ☎ 092-931-1008
 篠栗町社会福祉協議会 ☎ 092-947-7581
 志免町社会福祉協議会 ☎ 092-937-3011
 須恵町社会福祉協議会 ☎ 092-933-2160
 新宮町社会福祉協議会 ☎ 092-963-0921
 久山町社会福祉協議会 ☎ 092-976-3420
 粕屋町社会福祉協議会 ☎ 092-938-6844



お住まいの市町村の社会福祉協議会にご相談いただくと、下記の「**基幹的**社会福祉協議会」が担当地域の相談を引き継ぎ、契約に向けてお手伝いします。



社会福祉法人
直方市社会福祉協議会
(日常生活自立支援事業担当)

〒 822-0034
直方市大字山部 616-145
☎ 0949-23-2551

社会福祉法人
福岡県社会福祉協議会
(地域福祉部生活支援課)

〒 816-0804
春日市原町 3-1-7
クローバープラザ内
☎ 092-584-7411

社会福祉法人
田川市社会福祉協議会
(あんしん田川権利擁護センター)

〒 825-0002
田川市大字伊田 2735-13
スマイルプラザ田川内
☎ 0947-46-0801

社会福祉法人
久留米市社会福祉協議会
(生活支援課)

〒 830-0027
久留米市長門石 1-1-34
総合福祉センター内
☎ 0942-34-3077

社会福祉法人
嘉麻市社会福祉協議会
(かま権利擁護センター)

〒 820-0205
嘉麻市岩崎 1143-3
☎ 0948-42-0751

社会福祉法人
筑後市社会福祉協議会
(日常生活自立支援事業担当)

〒 833-0032
筑後市野町 680-1
総合福祉センター内
☎ 0942-52-3969

社会福祉法人
大牟田市社会福祉協議会
(生活支援相談室)

〒 836-0815
大牟田市瓦町 9-3
総合福祉センター内
☎ 0944-57-2531

社会福祉法人
朝倉市社会福祉協議会
(福祉課)

〒 838-0068
朝倉市甘木 198-1
ピーポート甘木内
☎ 0946-22-7834

社会福祉法人
八女市社会福祉協議会
(八女あんしんサポート事業担当)

〒 834-0031
八女市本町 599
八女市社会福祉会館内
☎ 0943-23-0294

この事業は、北九州市社会福祉協議会、福岡市社会福祉協議会も取り組んでいます。

北九州市社会福祉協議会 (権利擁護・市民後見センター「らいと」) ☎ 093-882-4914

福岡市社会福祉協議会 (あんしん生活支援センター) ☎ 092-751-4338